

## インドネシア共和国 官報

2018 年、212 号 環境林業省、野生種遺伝資源の取得の機会及びその利用による利益配分、

野生種遺伝資源の取得の機会及びその利用による利益配分に関する

インドネシア共和国 環境林業大臣規則

第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号

唯一神の慈愛により

インドネシア共和国 環境林業大臣は、

- a. 2013 年法律第 11 号に基づき、*Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising From Their Utilization to the Convention on Biological Diversity* (生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書)をすでに批准していること、
- b. 上記 a の名古屋議定書の運用を推進するため、野生種遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について法的制度が必要であること、
- c. 上記 a 及び b について検討した結果、野生種遺伝資源の取得の機会及びその利用による利益配分に関する環境林業大臣規則を定める必要があること

を考慮し、

1. 生物多様性及びその生態系保全に関する 1990 年法律第 5 号 (1990 年インドネシア共和国官報第 49 号、官報附則第 3419 号)
2. *United Nations Convention on Biological Diversity* (生物の多様性に関する国連条約) の批准に関する 1994 年法律第 5 号 (1994 年インドネシア共和国官報第 41 号、官報附則第 3556 号)
3. 1999 年森林法改正に関わる 2004 年法律第 1 号差替え政令の策定に関する 2004 年法律第 19 号 (2004 年インドネシア共和国官報第 86 号、官報附則第 4412 号) をもって改正された森林に関する 1999 年法律第 41 号 (1999 年インドネシア共和国官報第 167 号、官報附則第 3888 号)
4. *International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture* (食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約) の批准に関する 2006 年法律第 4 号 (2006 年インドネシア共和国官報第 23 号、官報附則第 4612 号)
5. 環境の保護及び管理に関する 2009 年法律第 32 号 (2009 年インドネシア共和国官報第 140 号、官報附則第 5059 号)

6. *Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising From Their Utilization to the Convention on Biological Diversity* (生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書)の批准に関する 2013 年法律第 11 号(2013 年インドネシア共和国官報第 73 号、官報附則第 5412 号)
7. 動植物の種の保存に関する 1999 年政令第 7 号(1999 年インドネシア共和国官報第 14 号、官報附則第 3803 号)
8. 動植物の種の利用に関する 1999 年政令第 8 号(1999 年インドネシア共和国官報第 15 号)
9. 外国の大学、外国の研究開発機関、外国の法人及び外国人による研究開発活動の許認可に関する 2006 年政令第 41 号(2006 年インドネシア共和国官報第 167 号、官報附則第 3888 号)
10. 自然保護区域及び自然保全区域の管理に関する 2011 年政令第 28 号(2011 年インドネシア共和国官報第 56 号、官報附則第 5217 号) のちに当該政令の改正に関わる 2015 年政令第 108 号により改正(2015 年インドネシア共和国官報第 330 号、官報附則第 5798 号)
11. 国の省庁組織に関する 2015 年大統領規則第 7 号(2015 年インドネシア共和国官報第 8 号)
12. 環境林業省に関する 2015 年大統領規則第 16 号(2015 年インドネシア共和国官報第 17 号)
13. 林業省の組織及び業務要領に関する環境林業大臣規則第 P.18/MenLHK-II/2015 号(2015 年インドネシア共和国官報第 713 号)

に鑑み、

野生種遺伝資源の取得の機会その利用による利益配分に関する環境林業大臣規則を定めること  
を決定する

## 第 1 章

### 一般規定

#### 第 1 条

本大臣規則においては、以下の意味である。

1. 遺伝資源とは、植物、動物、微生物、又はその他に由来する、すべての遺伝素材及び / 又は遺伝情報及び / 又は化学情報で、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝の機能的な単位をもつもの意味し、派生物を含む。
2. 派生物とは、たとえ遺伝の機能的な単位を有していなくとも、天然の生化学的化合物であって、生

物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生じるものをいう。

3. 遺伝素材とは、生きている状態又は死んだ標本の形で、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物の素材で、その一部及び子孫を含む。
4. 遺伝資源に関連する伝統的知識（以下、「伝統的知識」という）とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝資源又はその派生物に関連する先住民の社会又は地域社会の個人又は集団の有する知識、技能、工夫又は慣行をいう。
5. 野生種とは、生息域内や生息域外において、又は人間による管理により野生の純粋性又は野生の性質を保っている植物、動物、微生物種、又はそれに由来する種をいう。
6. 野生種遺伝資源の取得の機会（以下、「野生種遺伝資源へのアクセス」と呼ぶ）とは、学術研究、技術開発、生物資源探査（バイオプロスペクティング）、産業への応用又は商業利用のために、提供国としてのインドネシア共和国内の生息域内又は生息域外の遺伝資源を取得及び／又は運搬及び／又は利用する活動をいう。
7. 野生種遺伝資源に関連する伝統的知識の取得の機会（以下、「伝統的知識へのアクセス」という）とは、学術研究、技術開発、生物資源探査、産業への応用または商業利用のため、提供国としてのインドネシア共和国内において伝統的知識又は慣行の情報を取得又は利用する活動をいう。
8. 生物資源探査とは、遺伝資源、種、生化学及びその子孫を商業的に利用するために、生物資源を探査、抽出、濾過する活動をいう。
9. 情報に基づく事前の同意（*Prior Informed Consent*）（以下、「PIC」という）とは、アクセス申請者から事前に通知された遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセス活動に関わるすべての情報を検討した後に行われる、遺伝資源や伝統的知識に対するアクセスの申請に対する遺伝資源提供者や伝統的知識の伝承者の同意をいう。
10. 相互に合意する条件又は *Mutually Agreed Terms*（MAT）とは、遺伝資源提供者とアクセス申請者との間で合意した利益配分に関する合意を含む条件を内容とする書面による契約をいう。
11. 素材移転契約又は *Material Transfer Agreement* とは、遺伝資源の持ち出し又は運搬の前に、遺伝資源の提供者と利用者間の遺伝素材移転文書のことをいう。
12. 権限ある国内当局又は *National Competent Authority* とは、アクセス許可の付与、アクセス手続規定、PIC に関する要件及び相互に合意する条件（MAT）を定める権限を有する機関をいう。
13. 政府窓口又は *National Focal Point* とは、生物多様性条約事務局と当事者間の連絡役として指名された行政官をいう。
14. 大臣とは、環境林業分野の行政を担当する大臣をいう。
15. 総局長とは、天然資源生態系保全分野の業務と責任を担う総局長をいう。
16. 実務遂行ユニット（UPT）とは、天然資源生態系保全総局のもとで実務を遂行する部署をいう。

## 第2条

本大臣規則は、下記の者にとって参考となるよう策定されている。

- a. 野生種に関わる遺伝資源及び / 又は伝統的知識の利用のためのアクセス申請者
- b. 野生種に関わる遺伝資源及び / 又は伝統的知識の利用に対する公正かつ衡平な利益分配に関わる PIC の承認と相互に合意する条件 ( MAT ) の作成における遺伝資源や伝統的知識の提供者
- c. 野生種遺伝資源へのアクセス許可を付与する権限ある国内当局

### 第 3 条

本大臣規則は以下について定めている

- a. 野生種遺伝資源及び / 又は伝統的知識へのアクセス
- b. 素材移転
- c. 組織体制
- d. 指導及び監督
- e. 罰則

## 第 II 章

### 野生種遺伝資源及び / 又は伝統的知識へのアクセス

#### 第一部

##### 総則

### 第 4 条

- (1) 第 3 条 a でいうところの野生種遺伝資源へのアクセスとは、商業又は非商業活動を目的として、野生種遺伝資源を入手及び / 又は運搬及び / 又は利用する活動のことである。
- (2) 第 3 条 a でいうところの野生種遺伝資源の伝統的知識へのアクセスとは、商業又は非商業活動を目的として、先住民又は地域社会の個人や集団の野生種に関連する伝統的知識又は慣行に関する情報を入手及び / 又は利用することである。
- (3) 第 (1) 項及び第 (2) 項でいう非商業活動とは、以下をいう。
  - a. 種の分類、特定、分布の研究
  - b. 野生種保全のための研究
  - c. 野生生物に関わる犯罪立証のための法医学的研究
- (4) 第 (2) 項でいう商業活動とは、以下をいう。
  - a. 生物資源探査
  - b. 技術開発
  - c. 金銭的利益を得るための他の活動

### 第 5 条

- (1) 第4条でいう野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセスは、提供者が所有又は伝承する遺伝資源、及び伝承する伝統的知識を入手するため、アクセス申請者により行われる。
- (2) 第(1)項でいう提供者は、PIC や相互に合意する条件 (MAT) を付与する実在する者である。

#### 第6条

- (1) 第5条第(1)項のアクセス申請者は、下記のものをいう。
  - a. 行政機関
  - b. 大学
  - c. 法人格を有する機関又は団体、又は、
  - d. 法人格を有する機関に属する個人
- (2) 第(1)項のアクセス申請者には、国内の者でも外国の者でもなることができる。

#### 第7条

- (1) 第6条第(2)項でいう外国の者で野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセスを申請する者は、インドネシアの法人格を有する機関／団体と協力しなければならない。
- (2) 第6条第(2)項でいう外国の者で野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセスを申請する者は、現地の総局実務遂行ユニットの担当者に付き添われなければならない。

#### 第8条

- (1) 第5条第(2)項でいう提供者とは、下記のものをいう。
  - a. 野生種遺伝資源の所有者、及び
  - b. 野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識の伝承者
- (2) 第(1)項 a の野生種遺伝資源の所有者とは、下記のものをいう。
  - a. 国
  - b. 研究開発機関
  - c. 個人又は法人、又は
  - d. 住民又は大学のグループ
- (3) 第(1)項 b の野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識の伝承者とは、下記のものをいう。
  - a. 国が保有する野生種遺伝資源の保存、利用、移転について権限を与えられた行政機関、又は法人格を有する機関／団体
  - b. 大学又は研究開発機関、又は
  - c. 野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセス活動において先住民又は地域社会を代表して交渉を行うよう、先住民又は地域社会から指名された行政機関、法人、又は個人
- (4) 第(3)項 c でいう法人又は個人が存在しない場合には、大臣により指定された行政機関が伝承者となる。

## 第二部

非商業活動を目的とする野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセス許可を得るための手続き

### 第9条

(1) 第4条第(1)項及び第(2)項でいう非商業活動のための野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセス許可を得るための手続きは下記のとおりである。

a. 申請書を下記に提出する

1. 国内及び外国の申請者は、保護対象の野生種について、権限のある国内当局である総局長に対し、政府窓口への写しの送達とともに、提出する。
2. 外国の申請者の場合、保護の対象になっていない野生種について、権限のある国内当局である総局長に対し、政府窓口への写しの送達とともに、提出する。
3. 国内の申請者の場合、保護の対象になっていない野生種について、実務遂行ユニット（UPT）の長に提出する

b. 上記 a の申請書には下記の必要書類が完備されていること

1. プロポーザル
2. 外国の申請者の場合は、研究技術高等教育省発行の研究許可証（SIP）及び
3. 外国の申請者の場合、PIC 及び相互に合意する条件（MAT）
4. インドネシア科学院（LIPI）の推薦書：
  - a) 国内の申請者が、保護対象の野生種にアクセスする場合、又は
  - b) 外国の申請者が、保護対象及び保護対象外となっている野生種にアクセスする場合
5. 法令の規定に則った費用／手数料の支払い

c. 総局長は、申請書及び必要書類を受領後、遅くとも 14 営業日以内に許可もしくは不許可にすることができる。

d. 実務遂行ユニット（UPT）の長は、申請書及び必要書類を受領後、遅くとも 7 営業日以内に許可又は不許可にすることができる。

(2) 第(1)項 b - 3 でいう PIC には、少なくとも下記の事項が記載されていること。

- a. 申請書の個人情報
- b. 提供者の個人情報
- c. アクセスする予定の野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識の利用目的
- d. アクセスする予定の野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識の情報
- e. アクセス活動の期間
- f. PIC を行う仲介者がいる場合には、その仲介者、及び

- g. 申請者及び提供者の署名によって証明された同意書
- (3) 第(1)項b-3でいう相互に合意する条件(MAT)には、少なくとも下記の事項が記載されていること。
  - a. 利用の目的
  - b. 権利及び義務
  - c. 期間
  - d. 契約額
  - e. 知的財産権
  - f. 金銭的及び非金銭的利益の配分
  - g. 素材移転の規定
  - h. 第三者使用に関する規定
  - i. 目的変更に関する規定
  - j. 紛争解決条項 及び
  - k. 申請者及び提供者の署名によって証明された合意書

### 第三部

商業活動を目的とする野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセス許可を得るための手続き

#### 第10条

- (1) 第4条第(1)項及び第(2)項でいう商業活動を目的とする野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識へのアクセス許可を得るための手続きは、以下のとおりである。
  - a. 国内及び外国の申請者は、保護対象及び保護対象外の野生種について、権限のある国内当局である総局長に対し申請書を、政府窓口への写しの送達とともに提出する。
  - b. 上記aの申請書には下記の必要書類が完備されていること
    - 1. プロポーザル
    - 2. 外国の申請者の場合は、研究技術高等教育省発行の研究許可証(SIP)
    - 3. PIC及び相互に合意する条件(MAT)
    - 4. インドネシア科学院(LIPI)の推薦書 及び
    - 5. 法令の規定に則った費用/手数料の支払い
  - c. 総局長は申請書及び必要書類の受領後、遅くとも60営業日以内に許可又は不許可にすることができる。
- (2) 第(1)項b-3でいうPICには、少なくとも下記の事項が記載されていること。
  - a. 申請書の個人情報
  - b. 提供者の個人情報
  - c. アクセスする予定の野生種遺伝資源及び／又は伝統的知識の利用目的

- d. アクセスする予定の野生種遺伝資源及び / 又は伝統的知識の情報
  - e. アクセス活動の期間
  - f. PIC を行う仲介者がいる場合には、その仲介者、及び
  - g. 申請者及び提供者の署名によって証明された同意書
- (3) 第(1)項 b - 3 でいう相互に合意する条件 (MAT) には、少なくとも下記の事項が記載されていること。
- a. 利用の目的
  - b. 権利及び義務
  - c. 期間
  - d. 契約額
  - e. 知的財産権
  - f. 金銭的及び非金銭的利益の配分
  - g. 素材移転の規定
  - h. 第三者使用に関する規定
  - i. 目的変更に関する規定
  - j. 紛争解決条項 及び
  - k. 申請者及び提供者の署名によって証明された合意書

#### 第 11 条

- (1) 第 9 条並びに第 10 条でいう野生種遺伝資源及び / 又は伝統的知識へのアクセスに関する PIC の様式は、本大臣規則と一体となっている附属書 I に記載されている。
- (2) 第 9 条並びに第 10 条でいう相互に合意する条件 (MAT) の様式は、本大臣規則と一体となっている附属書 II に記載されている。

### 第四部 利益の配分

#### 第 12 条

- (1) 第 9 条第 (3) 項 f 及び第 10 条第 (3) 項 f でいう利益の配分とは、
  - a. 非金銭的利益、及び
  - b. 金銭的利益をいう。
- (2) 第 (1) 項 a の非金銭的利益の配分には以下のものがある
  - a. 遺伝資源研究施設の改善 / 供与
  - b. インフラ整備

- c. データの所有を含む研究開発成果の分配
  - d. 共同研究及び共同刊行
  - e. 製品開発への参加
  - f. 教育訓練分野での協力
  - g. 遺伝資源生息域外への立入り許可
  - h. データベースへのアクセス許可
  - i. 遺伝資源の保全及び持続的利用を目的とする、先住民や地域社会の能力向上の支援
  - j. 知識や技術の移転
  - k. 学術情報へのアクセス、及び / 又は
  - l. 遺伝資源の利用により開発された技術へのアクセス
- (3) 第(1)項bの金銭的利益の配分は以下のものをいう。
- a. 手付金の支払い
  - b. 重要な段階での支払い
  - c. ロイヤルティ(対価)の支払い
  - d. 実用化活動における許認可費用
  - e. 生物多様性の保全と持続的利用促進のための信託基金に支払う特別費用
  - f. 両者が合意した給与 / 賃金
  - g. 研究費用の提供
  - h. 共同事業、及び / 又は
  - i. 適正な知的財産権の共同所有

### 第 III 章 素材移転

#### 第 13 条

- (1) 第 3 条 b でいうところの素材移転は、国外へ持ち出される遺伝素材について行われるもので、素材移転契約文書に記載されているものである。
- (2) 第(1)項の素材移転契約は、提供者と移転される素材へのアクセスを行う者及び素材受領者が、総局長又は指名された官僚の同意をもって行う。
- (3) 第(1)項でいう素材の移転は、現場の不純なサンプルから隔離された素材に対してのみ行うことができる
- (4) 第(1)項でいう素材移転契約書の様式は、本大臣規則の一部である附属書 III に記載されている。
- (5) 第(1)でいう素材移転の手続きは法令の規定に則って行われる。

## 第 IV 章 組織体制

### 第 14 条

- (1) 大臣は名古屋議定書の国内での推進役として、国に代わる総局長を指名する。
- (2) 第(1)項の大臣が指名する総局長は、森林分野における権限ある国内当局である。
- (3) 第(2)項でいう総局長は、野生種遺伝資源及び/又は伝統的知識の入手、運搬、利用に関わる許可証発行の責任を有する。

## 第 V 章 指導及び監督

### 第一部 指導

### 第 15 条

- (1) 第 3 条 d でいうところの野生種遺伝資源及び/又は伝統的知識へのアクセス活動の指導は、下記の点について行われる。
  - a. 事務関係 及び
  - b. 利用方法
- (2) 第(1)項の指導は、下記の者が行う。
  - a. 総局長 及び
  - b. 天然資源生態系保全総局の現地実務遂行ユニットの長
- (3) 第(1)項の指導は、少なくとも年に 1 回行われる。

### 第二部 監督

### 第 16 条

- (1) 野生種遺伝資源及び/又は伝統的知識へのアクセスに対する監督は、次の点について行われる。

- a. 遺伝資源へのアクセス活動
  - b. 変更
  - c. 義務 及び
  - d. 施設建設
- (2) 第(1)項の監督は以下の者が行う。
- a. 総局長 及び
  - b. 天然資源生態系保全総局の現地実務遂行ユニットの長
- (3) 第(1)項の監督は、少なくとも年に1回行われる。

## 第17条

第15条及び第16条でいうところの指導及び監督に関する更なる規定は、法令の規定に則って行われる。

## 第VI章

### 罰則

## 第18条

- (1) 第3条eの罰則は、PIC 及び / 又はアクセス許可及び / 又は素材移転契約違反に対して科せられる。
- (2) 第(1)項でいう罰則には下記のものがある
- a. 書面による警告
  - b. 行政による強制 及び / 又は
  - c. 許可の取消し
- (3) 第(2)aでいう書面による警告は、30営業日ごとに連続して3回まで総局長が行う。
- (4) 第(2)項でいう3回の書面による警告に従わなかった場合、行政が強制的に執行する。
- (5) 第(4)項の行政による強制執行には、下記がある。
- a. 活動の一時停止 及び / 又は
  - b. 差し押さえ
- (6) 第(5)項bの差し押さえは、アクセスした野生種遺伝資源及び / 又は伝統的知識の素材、そこから作られた派生製品及び使用した器材に対して行われる。

## 第VII章

### 経過規定

## 第19条

本大臣規則の施行開始に際し、本大臣規則施行前に発行された外国植物動物運搬証（SATS-LN）は、その運搬証の有効期限までは有効である。

## 第 VIII 章

### 結語

#### 第 20 条

本大臣規則施行開始に際し、野生植物及び動物の採取、捕獲、流通事業に関する林業大臣決定第 447/Kpts-II/2003 号の第 34 条の規定を削除し、無効とする。

#### 第 21 条

本大臣規則は制定された日より施行される。

すべての者に知らしめるため、本大臣規則をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

2018 年 1 月 22 日

ジャカルタにて定める

インドネシア共和国環境林業大臣

署名

シティ・ヌルバヤ

2018 年 1 月 31 日

ジャカルタにて制定

インドネシア共和国法務人権省

法令総局長

署名

ウィドド・エカチャヤナ

附属書 I

野生種遺伝資源の取得の機会及びその利用に対する利益配分に関する

インドネシア共和国 環境林業大臣規則

第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号

様式 1.1

遺伝資源へのアクセスのための情報に基づく事前の同意 (PIC)

様式 番号	:	
<b>A. 遺伝資源申請者側の情報</b>		
<b>I. 申請者に関する情報</b>		
1. 氏名	:	
2. 出生地、生年月日	:	
3. 身分証 (KTP) / 運転免許証 (SIM)	:	
4. 住所 a. 通り b. 県 / 市 / 区 c. 郵便番号 d. 国名	:	
5. 電話番号 / FAX 番号	:	/
6. E-mail	:	
<b>II. アクセスする遺伝資源</b>		
アクセスする遺伝資源の利用目的 商業目的 非商業目的  説明 :		
範囲 :		

1. アクセスする遺伝資源の種類	:	a..... b..... c.....																
2. 数量	:																	
3. 採取期間	:																	
4. 採取方法	:																	
5. 採取場所	:																	
アクセス活動予算:																		
<b>III. PIC(情報に基づく事前の同意)を付与する際の仲介者</b>																		
1. 指名された仲介者	:																	
2. アクセスする遺伝資源所有者の代表	:																	
3. 与えた同意	:																	
4. 同意のための基本的取決め	:																	
<b>IV.利益配分</b>																		
*) 取決めに従って選択して下さい。複数回答可。内容に該当する場合(√)をつけて下さい。																		
**) 森林部門の税外収入に関する政令第12/2014号の規定により、申請者は以下の費用/手数料を支払わなければならない。																		
-保護区域立入り許可証(SIMAKSI)																		
-野生動植物の採取・捕獲許可証(総局長規則/自然資源保全事務所所長規則/国立公園規則)																		
-研究を目的とする保護対象外植物及び野生動物サンプルの採集及び運搬手数料(基準価格の50%)																		
利益配分の形態	:	金銭的/非金銭的																
<table border="1"> <tr> <td>金銭的:</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支払うべき遺伝資源の経済的価値*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遺伝資源開発実用化による利益*</td> </tr> </table>	金銭的:			支払うべき遺伝資源の経済的価値*		遺伝資源開発実用化による利益*	:	<table border="1"> <tr> <td>非金銭的:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 能力向上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>遺伝資源研究施設の改善/付与</td> </tr> <tr> <td></td> <td>インフラ整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研究開発成果の分配</td> </tr> </table>	非金銭的:		1. 能力向上			遺伝資源研究施設の改善/付与		インフラ整備		研究開発成果の分配
金銭的:																		
	支払うべき遺伝資源の経済的価値*																	
	遺伝資源開発実用化による利益*																	
非金銭的:																		
1. 能力向上																		
	遺伝資源研究施設の改善/付与																	
	インフラ整備																	
	研究開発成果の分配																	

	知的財産権の共同所有*		共同刊行
	その他 (簡潔に説明せよ) ..... ..... ..... .....		製品開発への参加
			教育訓練での連携、協力、貢献  遺伝資源の生息域外施設への立入り許可  遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する先住民や地域住民の能力向上の支援  アクセスと公正かつ衡平な利益配分に関する契約、及び今後の協働活動から生じる組織的及び専門的な関係  食糧及び生計の安全保障に関わるメリット  社会的認知  その他 (簡潔に説明せよ) ..... ..... ..... .....

	<b>2. 技術開発成果の利用</b>	
		知識及び技術の移転
		学術情報へのアクセス
		遺伝資源利用により開発した技術へのアクセス
	その他 (簡潔に説明せよ)	..... ..... ..... .....

<b>B. 遺伝資源提供者側の情報</b>		
<b>遺伝資源へのアクセスに同意する個人/ 集団に関する情報</b>		
<i>個人/ 集団のデータ</i>		
1. 氏名 (名称)	:	
2. 身分証 (KTP) / 運転免許証 (SIM)	:	
3. 住所	:	
4. 電話 / FAX 番号	:	/
5. E-mail	:	
<i>権限 (承認)</i>		
6. 承認者	:	
7. 承認した日付	:	

8. 承認期限	:	
9. 承認の取消し	:	

アクセス申請者

提供者

署名

署名

氏名

氏名

インドネシア共和国 環境林業大臣

署名

シティ・ヌルバヤ

附属書 II

野生種遺伝資源の取得の機会及びその利用に対する利益配分に関する  
インドネシア共和国 環境林業大臣規則  
第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号

[ 目的 ][ 番号 ] に関する  
[ 提供者側 ] と [ 申請者側 ]  
との  
相互に合意する条件 ( MAT )

本 MAT は、下記に署名した当事者により [ 曜日 ][ 日付 ][ 年 ] [ ( 場所 ) に於いて ] 作成された。

I. 氏名 :  
職位 :  
住所 :  
納税者番号 :

上記は、[ 提供者 / 個人 / 企業 ] [ 企業の説明 / 登記書等 ] の名のもとに行う者で、[ 提供者側 ] と呼ぶ。

II. 氏名 :  
職位 :  
住所 :  
納税者番号 :

上記は、[ 申請者 ] の名のもとに行う者で、[ 申請者側 ] と呼ぶ。

当事者と呼ばれる提供者側と申請者側の両者は、下記に定めた遺伝資源の利用に関する相互に合意する条件 ( MAT ) に署名し、これを遂行することに合意した。

第 1 条

目的

[ 話合いのテーマ ]

第 2 条

権利及び義務

[ 話合いのテーマ ]

1. 提供者の権利
2. 申請者の権利

3. 提供者の義務

4. 申請者の義務

### 第3条

#### 遺伝資源の利用

[ 話合いのテーマ ]

1. 種類

2. 数量

3. 子孫

### 第4条

#### 期間

[ 話合いのテーマ ]

申請者側は、相互に合意する条件（MAT）に署名した後、[日-月-年]までの[期間][～以内]に遺伝資源利用の成果を提供者側に引き渡す義務を有する。

### 第5条

#### 契約額

[ 話合いのテーマ ]

### 第6条

#### 知的財産権

[ 話合いのテーマ ]

### 第7条

#### 法律の選択

[ 話合いのテーマ ]

1. 刑法

2. 民法

### 第8条

#### 利益の配分

[ 話合いのテーマ ]

1. 金銭的 / 非金銭的

2. 支払い方法

- a. 運営費 ( operational cost ) の支払いは ~ 側が負担する

第 9 条

素材移転の合意

[ 話合いのテーマ ]

第 10 条

第三者による使用

[ 話合いのテーマ ]

第 11 条

目的の変更に関する規定

[ 話合いのテーマ ]

本 MAT に関連し、本 MAT の条文で規定していないもので、利用目的の変更が生じた場合、両者の協議と意見の一致により追加の目的を定め、本 MAT の附則として記載し、本 MAT と一体のものとする。

第 12 条

その他の規定

[ 話合いのテーマ ]

本 MAT の実施実務に関わる事柄については、当事者が各自行う業務の詳細、業務の仕組み、その他必要と思われるものを定め、本 MAT と一体のものとする。

第 13 条

結語

[ 話合いのテーマ ]

1. 本 MAT は合法であり、両者を拘束し、両者による署名後、効力を発する。
2. 本書を 2 通作成し、必要な印紙を貼るとともに、2 通は同じ法的効力を有する。

提供者側	申請者側

インドネシア共和国 環境林業大臣  
署名

シティ・ヌルバヤ

附属書 III

野生種遺伝資源の取得の機会及びその利用に対する利益配分に関する  
インドネシア共和国 環境林業大臣規則  
第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号

BIOLOGICAL MATERIAL TRANSFER AGREEMENT

生物素材移転契約書

提供科学者.....（以下、「甲」と表記）

提供者住所.....

受領科学者.....（以下、「乙」と表記）

受領者所属機関.....

受領者住所.....

提供される生物素材：

.....

生物素材の利用目的：

乙の要請に基づき上記の.....から提供された生物素材の受領において、乙は次の各条項に同意する。

1. 上記の生物素材はその本来の提供国の代理として国立大学である.....が管理し、乙の使用に供する。生物素材は、上述の生物素材に加え、その子孫、改変していない派生物やその他関連する知識やデータを含む。
2. 生物素材とその改変された派生物、その遺伝子の一部分又はその構成物は、それが乙の研究室のメンバーであるか否かに関わらず、.....の許可なしに第三者へ提供されない。  
.....は、利益や研究目的が意図されている場合は、第三者への生物素材を提供する権利を留保する。
3. この契約書が、生物素材の所有権に関し乙側の権利を示したものでないことを理解している。  
.....の名において何らかの所有権の移転に同意したことを意味しない。
4. 当該の生物素材は、甲乙の共同研究である「.....」においてのみ用いられる。

5. 甲への生物素材の移転に関し、分析及び論文の起案のプロセスに博士課程の院生（.....）もしくは共同研究機関（.....）のリサーチアシスタントの積極的な関与について同意する。
6. 研究成果に関する最終報告書は.....学部図書館及びインドネシア科学院（LIPI）の生物学研究センターの生物多様性参考図書国家コレクションに蔵書として送られる。
7. 研究成果を公刊する場合、甲乙両者の共著を原則とする。その場合、著者についても両者において適切に配分されるものとする。全ての出版物に関し、甲又は乙は、他方に対し報告し、共同で起案するものとする。
8. 乙又は受領機関が生物素材又は改良物について特許権を申請又は実用化することを望む場合は、乙はそれに先立って.....に連絡し、甲乙両者による特別協定を締結すべきものとする。所有権については、次の条項について甲乙両者は誠実に交渉をするものとする。
  - a) 生物素材の所有権については、特許権申請プロセスにおける主たる寄与者に存するものとし、それはすなわち
  - b) 上記の改良物や派生物の作成に顕著な貢献をしたもの、
  - c) 及び発明者の要件を定めた関係法規に基づくものとする。
9. 生物素材は本質的に実験のために供されるものであり、その提供に当たっては、明言されたものが暗黙のものかに関わらず、実用化の可能性又は特定の目的への適合性の保証を含むあらゆる保証を伴うものではない。

甲及び受領機関によって委託された代理人は、上記の事項についての同意書3通に署名するものとする。3通はボゴール農科大学の提供科学者に返送され、署名及び法令順守のプロセスを踏む。

.....提供科学者:

Dr.....

日付: ....., 20..                      署名:

提供機関

代表者:

Dr.....

..... 学部長                                      署名:

日付: .....

受領科学者

代表:

Dr.

日付:.....

署名:

受領機関

代表者:

Dr.....

..... 長

日付: ....., 20..

署名:

インドネシア共和国 環境林業大臣

署名

シティ・ヌルバヤ